㈢　産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2　妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施

市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一七条の二第三項関係）

3　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七五号）（公正取引委員会）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月一日とすることとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（公正取引委員会）

1　延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を、原則として年一四・五パーセントとするとともに、例外として租税特別措置法に規定する特例基準割合が年七・二パーセント以下の割合の場合には当該割合に年七・二五パーセントを加算した割合とすることとした。（第三二条関係）

2　還付加算金の割合の見直し

課徴金の納付命令に基づき既に納付された金額で還付すべきものについて加算する金額の割合を、原則として年七・二五パーセントとするとともに、例外として租税特別措置法に規定する特例基準割合が年七・二パーセント以下の割合の場合には当該割合とすることとした。（第三三条関係）

3　その他

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行することとした。

法　律

構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十五号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条」を「及び第二十三条から第三十三条まで」に改める。

第七条第一項中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「その他酒類」の下に「（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）」を加え、「別表第十八号」を「別表第十五号」に、「同表第十八号」を「同表第十五号」に改め、「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、「及び次条」を「から第二十七条まで」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に、「第二十八条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「（酒税法の特例）」を付する。

第二十八条の二第一項中「別表第十八号の二」を「別表第十六号」に、「同表第十八号の二」を「同表第十六号」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に、「第二十八条の二第一項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に、「第二十八条の二第一項第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「第二十八条の二第一項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この項及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（同法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第八項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十一条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（第七項第三号において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。